



Title	わが国における法学部教育の状況
Author(s)	三成, 賢次
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 368-382
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71569
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

わが国における法学部教育の状況

三 成 賢 次

はじめに

- 一 大学教育改革の動き
- 二 法学部教育改革の動き
- 三 法学部教育改革の現状

おわりに

はじめに

東アジアの国々は、法制度や法学教育に関しては、通奏低音としてそれぞれ独自の歴史的文化的な要素を継承しつつも、近代日本を媒介項としてヨーロッパをモデルとした共通の土台を築いてきたといえる。しかし、経済のグローバル化が進むなかで法の世界においても世界標準化が求められるようになり、司法制度と法曹養成における改革が東アジアの諸国でも不可欠になつてきており、それに対応して法学部の教育も変わりつつある。

本稿は、平成二五（二〇一三）年一二月のシンポジウム「東アジアにおける法学部教育の可能性」の冒頭において、わが国における法学部教育の近年における展開と現状について行つた報告をもとにしたものである。同シンポ

ジウムでは、わが国の大法学部教育をめぐる改革の動きをまず大まかに整理し、そうした教育政策の展開のもとで法学教育が、そしてその中でもとくに法学部教育がどのように変わつてきているのかを、当時の議論状況なども踏まえ報告を行つた。本稿は当該報告の基本的な枠組みや内容を維持しつつも、その後に新たに得た知見等も加味して執筆したものであることを予めお断りしておく。

一 大学教育改革の動き

近年において、わが国の大法学部教育に大きな影響を与えた改革政策としては、まず司法制度改革があげられよう。司法制度改革は、平成一一（一九九九）年から始まり、法科大学院と新しい司法試験制度が設けられた。その他にも裁判員制度の設置や裁判以外の制度を使った紛争解決システムであるADR（裁判外紛争解決手段）の強化等が行われてきた。その中で、法科大学院は、専門あるいは理論教育と実務教育の橋渡しをしていく場として設けられたが、それは法学部教育にもカリキュラムの再編などを迫るものとなつた。⁽¹⁾

しかし、その後の大学教育のあり方をめぐる政策の展開は、法学部教育に決定的な変化をもたらすものであった。まず、新たな学部教育のあり方や学士力の位置づけを示すものとして、中央教育審議会の二つの答申が出された。その一つが、平成二〇（二〇〇八）年の答申「学士課程教育の構築に向けて」である。⁽²⁾ その答申は、学士力、つまり各専門分野における学部教育の内容を改めて問い合わせるものであったが、高校から大学、そして大学から社会へといいう一連の教育の過程において大学がなすべき教育をいま一度検討し直すことを求めたのである。それとともに大学教育の評価が厳しくなされること、つまり教育における「質」保証を確保するシステムの構築が提言された。この頃から、国立大学法人では、評価システムに基づいて学士力の内容を充実させていくための改革が進められた。

続いて、平成二四（二〇一二）年には、二つ目の答申である「新たな未来を築くための大学教育の質的転換における～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」⁽³⁾が発表された。これまでの学生はただ一方的に講義を受けて学ぶだけの受動的なものであり、自身による学修時間の短さなどが問題とされた。学生が積極的に自主的に勉強していくこと、またそうした教育の場を設けることの必要性が唱えられた。近年よくいわれるようになつたアクティヴ・ラーニングがそれである。最近の大学図書館では、これまでのような静かにじっくり一人で勉強する場としてだけではなく、皆が集まつて対話をし、議論をして、共同研究をする、そのような学修活動ができる場であることも求められている。アクティヴ・ラーニングによる学修は、図書館のあり方に限つたことではなく、講義室の形状や、あるいは講義室内の机や椅子の配置などにも影響を与えてきている。また、当該答申では、教える側の問題として教育マネジメントを確立することの必要性が指摘されている。これまでの学部教育には欠けていたとされる、学修力をつけるための体系的で組織的な教育を行うことが求められたのである。

日本学術会議も、わが国の教育に関して重要な提言を行つてゐる。文部科学省は、大学教育の分野別質保証の問題を、審議会だけでなく平成二〇（二〇〇八）年に日本学術会議にも投げかけていたが、日本学術会議は平成二二（二〇一〇）年に「回答・大学教育の分野別質保証の在り方について」⁽⁴⁾を発表している。それによれば、質保証は各大学の自主性に任せるべきものであり、分野ごとに独自性があり独自の体系があるものとした。しかし、そこでは学士課程における教養教育の重要性を改めて強調している。全ての学士に共通する、学士を取得した者が備えるべき専門基礎というものがあるのであり、現代的な「知」と呼ばれる科学技術やコミュニケーション、等々が学士に必要な教養として位置づけられたのである。

質保証の確保に関して、日本学術会議は専門分野ごとに「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参

照基準⁽⁵⁾」を順次発表しているが、法学分野に關しては、平成二四（二〇一二）年の一一月に公表されている。⁽⁶⁾そこでは、法学士に求められるものとして基本的素養とジェネリックスキルという二つの要素が提示された。しかし、教養教育と専門教育の関係や法学分野における基礎法学の位置づけについては明確とはいえない。

審議会の先の答申と日本學術會議の提言などを踏まえて、文部科学省から、平成二四年（二〇一二）年六月に「大学改革実行プラン⁽⁷⁾」が発表された。答申と提言を具體化していく作業が始まつたのである。その一つとして、「ミッショニの再定義」、つまりそれぞれの大学や学部がどのような教育を行うのか、自らのミッショニを自分たちで再定義することが求められることになった。各学部が自身のミッショニを定義づけると、次にはそれを具体的に実践することが課題となり、さらには自身で設定した課題を達成できているかどうかが新たな評価の対象となつた。

続いて、平成二四（二〇一二）年の七月に「日本再生戦略⁽⁸⁾」が閣議決定された。その中で大学改革が重点施策の一つとして位置づけられ、世界レベルの高等教育を目指して大学改革を積極的に促進することが明記された。さらに、政権が変わった後、平成二五（二〇一三）年六月に発表された「日本再興戦略⁽⁹⁾」においても、わが国の産業競争力強化の一環として大学改革が取り上げられ、「グローバル化による世界トップレベルの教育の実現」などの課題が示された。

それを受け、その年の一一月には、文部科学省が「国立大学改革プラン⁽¹⁰⁾」を発表するに至り、これまでの一連の議論を踏まえた国立大学に関する改革プランを提示し、国立大学法人に対して改革の方向性を改めて示したのである。同プランでは、現在、第二期中期目標期間であるが、この第二期の最終段階で種々の改革プランを改革加速期間として前倒しで実施することが求められており、ミッショニの再定義を踏まえた課題の具體化が要請されてい

る。また、大学のガバナンスに対する評価として、それぞれの大学がミッションに従つた大学改革を実践しているかどうか、ミッションに従つた学部教育などの改革を進めているかどうかが問われることになった。

ところで、わが国の大は約八〇〇弱あり、その内法学部関係の学部は一〇〇を超えてい。さらに、法学士を出す学部なども含めると、毎年四万五千人ほどの法学士が輩出されている。⁽¹⁾ 法学部教育を考えるにあたっては、本来ならば多様な法学部が存在し、その教育内容も異なっていることを踏まえ、それら全体を考慮する必要がある。一般論で論じることも意味がないわけではないがあまりに抽象的すぎることになる。従つて、いざれかの法学部に話を絞らなければならぬ。本稿では、あくまでも筆者が在職している大阪大学法学部における法学教育を扱うものであり、そこには自ずと考察の対象として限界があることを予めお断りしておきたい。

二 法学部教育改革の動き

(二) 司法制度改革以前

従来、わが国の法学部教育は、基本的にドイツ型の大学教育、いわゆるシンボルト型の研究重視型であったといえる。当時の教員の多くはそのエフオートの重点を研究に置きつつ、研究成果を講義の中に反映していくことをよしとしていた。かつては、事前のシラバスの提示ではなく、多くの講義ではレジュメもない状況であつた。学生が講義内容をどこまで理解できるかは問題ではなく、基本的に教員が行つて研究内容を伝えることが重要であり、当該科目の全体構造や体系などを示すことは重視されていなかつた。その中でも少なからぬ教員が教育に情熱を注ぎ、少しづつではあるが講義のあり方も変わりつつあつた。しかし、基本的には研究重視であり、大阪大学などの場合はとくに研究重視の傾向が強かつたように思われる。また、わが国の法学部では、法学と政治学という二つの

学科あるいは課程が置かれている場合が多く、一部の例外を除き法学部には少なくとも政治系の科目が配置されている。その点は、わが国の法学部の特徴として理解しておく必要がある。

当時、法曹を目指し司法試験を受けることを考えていた学生の多くは、大学の講義だけでは司法試験に通らないと考えており、予備校に通うのが通例であった。こうした法学部教育の現状に対して法曹界からは厳しい批判がなされていた。大学教育が法曹養成にまったく寄与しておらず、むしろ障害になつているとさえいわれるようになつた。しかし、大学としては、法学部教育の目的は単に法曹の養成だけではなく、様々な方面で活躍できるジエネラリストの育成を視野に入れたものであるとして、外部からの批判に対して対応することはなかつた。では、大学がジエネラリストを養成するために何か特別な教育をしてきたかというと、基本的に従来の教育を行つてきただけのようと思われる。さらに経済界からも、法学部教育に対して極めて厳しい批判が提示されるようになつてきた。法学部教育の目的がジエネラリストの養成というが、それにも拘わらず実際には社会に役立つ人材の育成ができるしないという批判がなされていたのである。⁽¹²⁾

次に、法学部教育に関し大きな転換点になつた施策として、主要国立大学のいわゆる「大学院重点化」をあげることができる。平成三（一九九一）年から平成二〇（二〇〇八）年にかけて、旧帝大と比較的大規模な一六の大学が大学院化した。それらの大学では、大学院が中心となり、学部はそれに附属するものであるとされた。教育も大学院教育の強化が目指された。大学院重点化によつて大学院の定員充足が不可欠となり、院生の増加に対応して大学院における教育負担が増えることになり、また学位取得を促進するために教育の拡充が求められた。そして、大学院重点化とともに、教員の負担軽減化のために、学部教育の見直しと提供科目のスリム化などが進められることになつた。

(二) 法科大学院設置をめぐる議論

法科大学院の設置をめぐる議論に際しては、まずは欧米モデルの再検討が進められ、この時期、わが国の大學生多くがアメリカやヨーロッパの諸大学に調査団を派遣し、かの地の法学教育と実務教育について実態調査を行つた。大阪大学法学部でも、フランス、ドイツ、イギリス、そしてアメリカやカナダへも、大学や法曹養成に関わる機関などで調査を実施した。その過程で、法曹養成のあり方がヨーロッパとアメリカではかなり違うこと、周知のようにアメリカでは大学院であるロー・スクールで法学教育と法曹養成教育が行われているが、ヨーロッパでは法学部教育が基本にあつて、その上に実務教育が行われていることが再認識された。

わが国の法曹養成がいざれの方向に進むのかをめぐつて、多くの議論がなされた。アメリカ型を支持する人からは、当然、法学部はもう不要であるとの主張がなされた。現在の法学部では、法曹養成に繋がる法学教育が体系的になされていないという前提のもとに、法学部廃止論や法学部教育の一般教養化の主張が展開された。法学部存続論の立場からは、わが国の法学部では法曹養成だけが課題ではなく、毎年四万人を超える法学部生を育てるこにはそれなりに意味があること、そこではジエネラリストの養成とともに、法科大学院に繋がる法曹準備教育、さらには法学部生の大半が法曹以外の進路を目指すことを前提に市民教育という課題を掲げ、それらの三つの課題に対応した法学教育は法学部でこそなしうることが主張された。しかし、それらの教育の内容について具体化されることはあるなかつたといえる。⁽¹³⁾

最終的には、日本型ロー・スクールとして、法学部の存続を前提にした法曹養成機関として法科大学院が設置されることになった。現在、法科大学院も一〇年目の節目を迎え、その存在意義や新たな可能性について改めて検討が行わわれている。

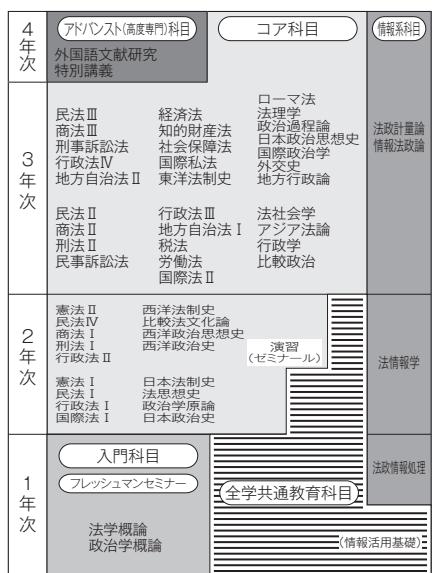
三 法学部教育改革の現状

以上のような経緯のもとで、法学教育に関しては、大学院重点化の動きとともに、法科大学院へのシフトが顕著になつてきた。限られた人的リソースと予算の中で、大学院と法科大学院にそれらを配分していくしか途はなかつた。法科大学院に関しては、実定法を中心としたポストの再配分が行われ、また多くの中核的な教員が法科大学院に異動し、法科大学院を中心とした教育負担の調整がなされた。

法学部のカリキュラムについても再編が行われ、限られた人的リソースを再配分するために、学部教育科目を減らしていくことになった。コア・カリキュラムあるいはコア科目という表現によつて、主要な科目を維持する代わりに、それ以外の科目については見直しを図り、必要な範囲で削減を進めた。図1は当時の大阪大学法学部のカリキュラムである。入門科目、コア科目、そしてアドバンスト科目と体系的な科目配置がなされており、学年進行に応じて高度な学修ができるよう編成されている。しかし、単位数はスリム化され、コンパクトになつていた。

その後、法学部教育におけるスリム化については、多くの法学部で見直しがなされている。法科大学院における教育は、専門職大学院であることもあり、これまでとは違つて、かなり厳しくコントロールされるものであった。

認証あるいは評価によつて、教育の質保証が厳しく問わされることになつたのである。その影響が、個々の教員の教育活動を通じて学部教育にも徐々に反映し始めていく。その過程では、先に述べた教育政策が大きな影響を与えていることはいうまでもないであろう。学部教育の再再編が進められた。科目数や科目の単位数を以前の状態に戻しているところが多い。初学年次の少人数教育を充実させる大学も増えてきている。また、知的財産法やアジア法政あるいは情報やコミュニケーションなどの、時代の求めに対応した新しい科目も配置されるようになつてきている。



専門教育科目の区分

1 入門科目

1年次に学ぶ科目。2年次以降は履修することができない。それぞれの学問体系の見取り図を示しこれから学んでいくいろいろな科目が相互にどのように関連しているのか、全体のなかでどこに位置づけられるのかについて見通しを与える概論科目（法学概論・政治学概論）と、法学部での学習に必要な、読み、書き、発表する能力を培うためのフレッシュマンセミナーがこれに含まれる。

2 コア科目

法学部教育の中心となるもので、2年次以降で学ぶ。学年に合わせて、基礎から応用へと順に学んでいくよう、科目が配当されている。講義科目と演習に大別される。

3 アドバンスト（高度専門）科目

コア科目の学習を踏まえて、次のステップにスムースに進んでいくようにするための科目。特別講義および国際語文献研究がこれに含まれ、大学院と合同で授業が行われることもある。

（出典 平成19年度法学部学生ハンドブックより）

図1 法科大学院創設当時のカリキュラム構成

大阪大学では、大阪外国语大学との統合の際に法学部に新たに国際公共政策学科を創設した。新学科では、国際化やグローバル化に対応した教育が展開されている。

しかし、こうした傾向は、当然、教員の負担を増加させる。大学教員が担うべき課題は教育・研究・社会貢献とされているが、教育の負担が増大するなかで必ずしも研究や社会貢献にあてる時間が少なくなってきている。また、上記のような新しい傾向の教育を誰が担うのかという問題がある。教員の養成には時間とコストが必要であるが、それらの講義を担当できる教員の養成がまだできていないのである。

図2は現在の大坂大学法学部法学科のカリキュラムである。講義の内容はそれほど大きく変わってはないが、従来の学年進行に応じた積み上げ式の科目配置がなされており、入門、コア、アドバンストというような表現は見られなくなつた。他方で、フレッシュマンセミナーや基礎セミナーのような一・二年次の少人

わが国における法学部教育の状況

		演習 法情報学 外国語文献研究 特別講義（環境法 その他）									
		法学			政治学		経済学				
		基礎法・外国法	実定法系								
3 年 次		法理学 法思想史 法社会学 ローマ法 ヨーロッパ法 アジア法論 法医学	行政法 税法 民法 民事訴訟法 経済法 労働法 国際法 国際経済法	地方自治法 刑事訴訟法 商法 民事回収法 知的財産法 社会保障法 国際私法 国際取引法	外交史 日本政治思想史 ヨーロッパ政治史 アシア政治史 比較政治 政治過程論 国際政治学 行政学	地方行政論 国際公共政策 ヨーロッパ政治史 アシア政治史 比較政治 政治過程論 国際政治学 行政学	公共経済学 経済史 財政 ゲーム理論 ミクロ経済学 マクロ経済学 政策データ分析入門 政策データ分析			EJU 別目 OSOD 別目 GLOCOL 別目 知のジムナスティックス 国際交流科目	
2 年 次		法政基礎セミナー 法情報学 特別講義（ロイヤリング）									
		日本近代法史 西洋法制史	憲法 刑法 商法 行政法	民法 国際法	日本政治史 西洋政治思想史 政治学原論			ミクロ経済入門 マクロ経済入門			
1 年 次		フレッシュマンセミナー 法政情報処理 特別講義（オーストラリア法入門）									
		法学の基礎	民法入門 憲法入門	政治学の基礎 国際関係論入門					全学共通教育科目		

図2 現行カリキュラム構成（法学部・法学科）

<http://www.law.osaka.ac.jp/undergraduate/law/curriculum/>

数教育の充実が図られているのが特徴的といえる。ところで、大阪大学では以前より金学的な教育改革に取り組んできたが、教育理念として、国際性、デザイン力、教養を掲げてきた。それら三つの理念を具体化し実践するため、平成一七（二〇〇五）年にコミュニケーションデザインセンター、平成一九（二〇〇七）年にはグローバルコラボレーションセンター、そして平成二一（二〇〇九）年には学際融合教育研究センターが開設されている。学生が専門知識に止まるところなく、学際融合の視点から幅広い教養を身につけることをを目指して、「高度副プログラム」や「知のジムナスティックス（高度教養プログラム）」と呼ばれる科目において、全学の三年次以上の学部学生、大学院生を対象とし、横軸を通していくような教育を行っている。このような大学教育改革の動きはすでに世界的なレベルで進んでおり、法学部教育のあり方も今後こうした動向に対応していくことが求められるであろう。

おわりに

わが国の大学、法学部は、喫緊の課題として、この間の大学改革の施策に対応していかざるをえない。しかし、内発的な改革、つまり関係者自身が必要性を感じて教育改革を進めなければ実効性は乏しいであろう。グローバル化や学際・文理融合、高度教養、イノベーション人材育成、等々の新たな教育課題が提示されており、法学部教育においてもそれらに対応できるようなカリキュラムを編成していかなければならない。

また、研究者養成の問題がある。法科大学院が創設されてから、既存の多くの法学系大学院では定員を充足すること、とくに研究者を目指す人材を確保することが難しくなってきている。この問題は法学分野に限ったことではなく、わが国の研究者養成のあり方の問題としてとらえなければならないところもあるが、法学分野ではその傾向がここ数年の間で顕著になってきていている。既存の主要な法学系の大学院では、引き続き研究者養成の役割を果たすために様々な摸索を始めている。

最後に、法学教育におけるアジア連携の可能性が指摘できよう。ヨーロッパにはローマ法という法的な伝統、土台がある。東アジアの国々はそれぞれの国の事情のもとで独自の法制度を構築してきたが、しかし、近代以降、さまざまな歴史的な経緯があつたとはい、ヨーロッパ法、すなわち「近代法」を共通の法として継承してきた。東アジアの国々は、「近代法」という共通基盤の上に立つてるのである。現在、法学教育と法曹養成の問題に関し同じような問題を抱えている東アジアの国々が、法的土台の共通性を踏まえつつ法学部教育の今後の課題を議論していくということは極めて生産的であり、有意義であろう。

(1) 司法制度改革における方針については、司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司

- (2) 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成11〇年11月11回日)。http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf 本答申では、「学士力」に「知識、理解、あるいは汎用的な、内容的にかなり広い範囲の」とが述べられている。質の保証のため自己点検・評価の実施が求められ、分野別の質保証として、理科系、文科系、さらに医学、工学、理学、文学、経済学、法学それぞれで内容が異なるので、それらの分野との質保証が問われる」とになった。また、教育階梯に関しては、高等、大学、そして就職へと至る過程の中で大学教育をどう位置づけるのかどうかと、それまでの大学と学部が三つのポリシーを提示することが求められた。入学試験に際して大学は「どういったポリシーを持って学生を選んでいるのかを示すアシミッシン・ポリシー」、どのような教育を行おうとしているのかを対外的に提示するカリキュラム・ポリシー、そして学位を与える基準を明確にしたディプロマ・ポリシーである。これら三つのポリシーのもとで、各大学・各学部は、どのような学生を受け入れ、彼らをどのように育て、そしていかなる実社会へと導いていくか、を対外的に約束することになった。
- (3) 中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学～」(平成14年8月118日)。http://www.next.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf
- (4) 日本国学術会議「回答・大学教育の分野別質保証の在り方にについて」(平成11年七月111回)。<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-k101.pdf>
- (5) <http://www.scijgojp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/daigakuhosyo.html>
- (6) 日本国学術会議／大学教育の分野別質保証推進委員会／法学分野の参考基準検討分科会「報告・大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参考基準・法学分野」(平成14年1月30日)。<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-hl66-2.pdf> 本報告では、「法学教育を総体的に見れば、その目的は多様である」(八頁)としたうえで、「大学における専門教育としての法学の学修では、根本的な法的問題についての基本的な考え方などの修得が重要で

あり、当然の前提とされた」（八〇九頁）と述べ、「個別の専門的技術的事項の修得では得ることのできない、法に関する基本事項、基本的な思考方法や法的リテラシーなどを学ぶことが重要である」（九頁）としている。法学教育における専門教育の必要性を認めつつも、それ以外にも基本的な事柄として、法に関する思考方法や法的リテラシーなどを学ぶことの重要性を語っている点が注目される。ところで、法学分野において一般的に修得が期待される基本的素養として、いくつかの事項があげられている（一〇〇一頁）。しかし、その中では、法的判断過程における「説得の論理」を身につけることや調整能力の涵養、そしてグローバル化社会においては文化などの多様性に対する理解なども不可欠とされており、法学教育において実にさまざま「基本的素養」の修得が期待されている。さらに、法学の修得を通じて獲得が期待される一般的スキルとして「ジェネリックスキル」がある（四頁）一六頁）。その事例として、人権感覚、公と私の区別、調整能力、弁論能力、交渉力、組織マネジメント能力、そして危機管理力、指導力といった七つのスキルが示されている。しかし、ここで示されているスキルが実際にどのような教育を通じて獲得されるかは具体的には論じられてはおらず、法学教育の内容が自ずとそなしたスキルの修得を可能とするようなものであることを前提にしているようにも思われる。

- (7) 文部科学省「大学改革実行プラン～社会の変革のエッセンスとなる大学づくり～」（平成二四年六月）。http://www.next.go.jp/b_menu/houdou/24/06/_icsFiles/afieldfile/2012/06/25/1312798_01.pdf
- (8) 開議決定「日本再生戦略～トロットアウトを拓く～【共創の国】～」（平成二四年七月三日）。http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2012/2/10/20120918_5.pdf
- (9) 開議決定「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（平成二五年六月一四日）。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
- (10) 文部科学省「国立大学改革プラン」（平成二五年一月）。http://www.next.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/12/18/1341974_01.pdf たゞ、ミッションへの再定義に関して、社会科学分野では、経済学や教育学などに止まつておらず、法律についてまだ実施されてこない。その後、日本経済団体連合会が経済界の意見として「ノーベル賞へ創出に向けた国立大学の改革について」（平成二五年一二月一七日）(https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/112_honbun.pdf) を公表し、また国立大学改革を着実に進めるため「『日本再興戦略』改訂 2014—未来くの挑

戦一」（平成二十六年六月二四日）（<http://www.kantei.go.jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>）が発表されている。さらに、平成二五年一月一五日の閣議決定で設置された「教育再生実行会議」が、大学教育のあり方に関してこれまでに三つの提言、「これからの大連教育等の在り方にについて」（第三次提言）（平成二五年五月一八日）、「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方にについて」（第四次提言）（平成二五年一〇月三一日）、そして「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）（平成二六年七月三日）を順次公表している。<http://www.kantei.go.jp/singi/kyouiku-saisai/reigen.html>.

- (11) 平成一七年の段階で、「全国で一〇〇を超える法学部・法律学科等は、毎年四万五〇〇〇名程度の法学士を送り出している。」（報告 法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像】日本学術会議、平成一七年七月）といわれている。
- (12) 例えは、前掲「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」では、「これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかつた上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッショントとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、『ダブルスクール化』、『大学離れ』と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。」（六一頁）と指摘されている。
- (13) 法科大学院をめぐる当時のさまざまな議論や構想については、『法律時報増刊 シリーズ 司法改革1・2・3』（日本評論社、平成一二年四月、平成一三年一月、同年一月）などを参照。
- (14) 欧米では、教育の考え方が大きく変わってきており、とくにその変化は理科系を中心に起つてている。例えは、スタンフォード大学のdschoolやMITのD-Lab、あるいはフィンランドのアールト大学などでは、「デザイン思考」に重点をおいた文理融合型、学際融合型の教育が行われている。そこでは、理工系、社会科学系、人文系の学生が一緒に新しい教育、つまりイノベーション志向の教育をうけている。あるいは、教養教育の再評価も世界的に始まっている。例えは、二〇一一年にシンガポール国立大学とエール大学がシンガポールにLiberal arts collegeである共同大学 Yale-NUS Collegeを開設し、教養教育に重点をおいた教育を実施している。また、オックスブリッジといった名門大学などでも、

transferable skill を通じた専門教育の再構築が進められており、世界的に専門教育の行き詰まりを打開するための新たな教育改革の動きが見られる。例えば、山内保典・中川智絵「イギリスの大学における Transferable Skills Training の取り組み～日本の科学技術関係人材育成への示唆～」(『科学技術コミュニケーション』第111号、2010年)などを参照。